

標題 : 地方交付税17条の4に基づく交付税算定に係る自治体意見提出の
取り組み要請とモデル案の送付について(2024年)
発信番号 : 自治労発2024第0901号
発信日付 : 2024年7月31日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、地方財政の確立にむけて、自治労では例年、地方自治法第99条に基づく議会意見書の提出に加え、地方交付税法第17条の4に基づく意見の提出に取り組んでいます。

地方交付税法17条4に基づく、交付税算定に関する総務省への意見提出は、例年9月中に総務省に対し、各都道府県が自治体の意見を取りまとめて提出することとされています。

これに関連し、総務省から各都道府県に対する事務連絡が例年8月下旬に発出されますので、それに先立ち、添付のとおり関連する資料をお送りします。

これに基づき、各単組において、都道府県の財政課や市町村課に対する要請が行われますよう、各県本部からの取り組み周知をお願いします。

記

1. 単組における自治体当局への要請

地方交付税法17条4に基づき、総務省へ意見を提出するよう要請行動を実施してください。モデル意見案は添付のとおりです。

2. 本部への報告締切

10月31日(木)とさせていただきます。

3. 問い合わせ先

総合政治政策局(担当:氷室、ヤロシュ) 電話:03-3263-0274

メール送信先: seisaku@jichiro.gr.jp

添付ファイル:

地方交付税法17条の4に基づくモデル意見案(2024年).docx

参考_99条と17条の4との違い.pptx

取り組み報告書(17条2024年).doc